

事務連絡

令和4年3月31日

各地方公共団体 PRTR 担当課室 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行規則の改正について（周知）

平素より、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づく届出の受付業務等、御協力をいただき、ありがとうございます。

本日令和4年3月31日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布されましたのでお知らせいたします。本省令は令和3年10月の化管法施行令改正等を踏まえ、所要の改正を行うものです。

今般の改正の概要は以下のとおりです。

- (1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）
- (2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）
- (3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）
- (4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）
- (5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）
- (6) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

本施行規則の施行日は、令和5年4月1日（土）であり、一部の規定については公布と同日施行、また一部の規定には経過措置が設けられております。詳細は添付の「01\_化管法施行規則の改正概要」及び「02\_化管法施行規則の一部を改正する省令」をご覧ください。

なお、(2)～(5)の規定に係る令和4年度のPRTR届出については従前のおりとなります。誤った届出があった場合は修正の対応をいただきますよう、お願いいたします。

また、(6)の施行に伴い、令和4年度から令和6年度のPRTR届出については、電子届出に限り、その届出期限が7月末日まで（令和4年度は7月31日が日曜日のため8月1日まで）となります。各地方公共団体における令和4年度の届出処理期限については、延長された電子届出分についてのみ延長をさせていただきます。

詳細は添付の「03\_令和4年度の届出に係るスケジュール等について」をご覧ください。

本施行規則の改正内容につき、経済産業省及び環境省においても関係機関等を通じた周知に努めてまいります。地方公共団体 PRTR 担当課室からも事業者の方々への周知をお願い申し上げます。

本件の内容に関する御質問等がございましたら、以下までお問い合わせください。  
よろしくお願い申し上げます。

**【添付資料】**

- 01\_化管法施行規則の改正概要
- 02\_化管法施行規則の一部を改正する省令
- 03\_令和4年度の届出に係るスケジュールについて

環境省大臣官房環境保健部環境安全課（PRTR 担当）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351(内線 6370)

E-mail: ehs@env.go.jp